

## 睦沢町制施行40周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、睦沢町制施行40周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、ロゴマークは、別図のとおりとする。

### (著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、睦沢町（以下「町」という。）に帰属する。

### (使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ睦沢町制施行40周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用申請を省略することができる。

(1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。

(2) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(4) 町または町教育委員会が共催・後援する事業に使用するとき。

(5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(6) 個人及び団体が、非営利目的で町の情報・魅力発信、地域活性化のために使用するとき。

(7) その他町長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、睦沢町制施行40周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の審査において使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めたとき。

(2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのような誤解を与えるおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 町の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあると認められるとき。

(6) その他町長が不適當であると認めたとき。

3 第1項の規定による承認には、条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、使用者の負担とする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、ロゴマークの使用が終了する日又は令和6年3月31日のいずれが早い日までの期間とする。ただし、印刷した印刷物に残余が生じた場合その他の理由により町がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者及び第4条第2項の規定に基づき、ロゴマークを使用する者

(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿って、適正に使用すること。
- (2) ロゴマークは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等、応用使用はしないこと。  
ただし、単色での印刷は可とする。
- (3) 町から要請があった場合には、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (4) 使用の承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸しないこと。

(使用方法の変更)

第9条 使用者は、使用内容を変更する場合には、あらかじめ睦沢町制施行40周年記念ロゴマーク  
使用変更届(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、睦沢

町制施行40周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第10条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すとともに、睦沢町制施行40周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（第5号様式）により使用者にその旨を通知するものとする。

- （1）第5条又は第8条の規定に違反していると認められるとき。
- （2）偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- （3）承認にあたって付した条件に違反したとき。
- （4）虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- （5）第1号から第4号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定によるロゴマークの使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

3 前1項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

（損害賠償）

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 ロゴマークの管理及び使用に関する事務は、総務課で行う。

附則

この要領は、令和 5 年 2 月 2 2 日から施行する

別図



